

豊川市議会だより広告取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、豊川市広告掲載要綱（平成18年10月13日施行。以下「要綱」という。）の規定に準じて、豊川市議会（以下「市議会」という。）が発行する豊川市議会だより（以下「議会だより」という。）への広告掲載に関し必要な事項を定めるものとする。

(広告の範囲)

第2条 議会だよりに掲載する広告の範囲は、要綱第6条に定めるところによるものとする。

(広告の掲載位置及び枠数)

第3条 広告の掲載位置及び枠数は、市議会が指定するものとする。

(広告掲載号及び部数)

第4条 広告の掲載号及び発行部数は、議長が別に定めるものとする。

(広告掲載規格)

第5条 広告の掲載規格は、議長が別に定めるものとする。

(広告の募集方法)

第6条 議長は、広告の募集を議会だより等により行うものとする。

(広告掲載の申込み)

第7条 議会だよりへの広告掲載を希望する者は、豊川市議会だより広告掲載申込書（様式第1号）に別に定める書類を添付して、議長に提出しなければならない。

(広告掲載の決定等)

第8条 議長は、前条に規定のある申込みがあったときは、あらかじめ議会だより編集委員会の意見を聴いて、広告掲載の可否を決定するものとする。ただし、広告掲載する広告の内容等について疑義が生じた場合は、要綱第7条に定める豊川市広告審査委員会の意見を聴くものとする。

2 広告掲載の申込者が当該広告掲載の枠を超えたときは、次に掲げる順位により広告掲載者を決定するものとする。

(1) 第1順位

市内に本社若しくは本店を有する事業者又は商店街・専門店街等の連合体

(2) 第2順位

市内に支店、営業所等を有する事業者

(3) 第3順位

前2号のいずれにも該当しない事業者又は商店街・専門店街等の連合体

3 前項の規定によっても広告掲載を希望する者が広告掲載の枠を超えるときは、先着順により決定する。

4 議長は、広告掲載の可否を決定したときは、その結果及び掲載内容、条件等について広告掲載希望者に対し、豊川市議会だより広告掲載・不掲載決定通知書（様式第2号）により通知する。

(広告掲載料)

第9条 広告掲載料は、類似する広告の市場価格等を勘案し、議長が定めた額とする。

2 広告掲載決定通知書を受けた者（以下「広告主」という。）は、議長が指定する期日までに広告掲載料を一括して前納するものとする。

（広告原稿の作成等）

第10条 広告主は、議長が指定する方法により作成した広告原稿を、議長が指定する期日までに提出するものとする。

2 広告原稿は、広告主の責任及び負担で作成するものとする。

（広告内容等の変更）

第11条 議長は、広告の内容、デザイン等が法令等に違反しているとき、若しくはそのおそれがあるとき、又はこの要領に抵触していると判断したときは、広告主に対して広告内容等の変更を求めるものとする。

（広告掲載の決定の取消し等）

第12条 議長は、次の各号のいずれかに該当するときは、広告掲載の決定を取り消すことができる。

（1） 広告主が指定する期日までに広告掲載料の納付をしないとき、又は納付する見込みがないとき。

（2） 指定する期日までに広告原稿の提出がないとき。

（3） 前2号に規定するもののほか、議会だよりへの広告掲載が適切でないと議長が判断したとき。

2 議長は、前項の規定により広告の掲載を取り消したときは、豊川市議会だより広告掲載取消等通知書（様式第3号）により広告主に通知するものとする。

3 第1項の規定により広告掲載の決定を取り消した場合において広告主に損害を生じることがあっても、市議会は、その責めを負わない。

（損害賠償）

第13条 広告主は、その責めに帰すべき事由により市議会が損害を被った場合は、その損害を賠償しなければならない。ただし、議長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を免除することができる。

（広告掲載料の還付）

第14条 既納の広告掲載料は、還付しない。ただし、広告主の責めに帰すことのできない事由により広告の掲載ができなくなったときは、この限りでない。

2 前項の規定により還付する広告掲載料には、利子を付さない。

3 広告掲載料の還付を受けようとする者は、豊川市議会だより広告掲載料還付請求書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

（広告主の責任等）

第15条 広告の内容に関する一切の責任は、広告主が負うものとする。

（その他）

第16条 この要領に定めるもののほか、議会だよりへの広告掲載について必要な事項は、議長が定める。

附 則

この要領は、平成21年 4月 9日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年 3月 1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年11月14日から施行する。

附 則

この要領は、令和 3年 4月 1日から施行する。

様式第1号（第7条関係）

豊川市議会だより広告掲載申込書

年 月 日

豊川市議会議長 殿

所在地
 名称
 代表者氏名
 電話

豊川市議会だよりへの広告の掲載について、次のとおり申し込みます。

掲載申込号 ※原則1年度分（4回）からの申し込みです。○印を付けてください。	年4回	6月1日号	8月1日号	11月1日号	2月1日号
広告の概要	※広告で使用するフレーズなど				
広告主の概要	※事業内容や活動内容など				
本申込に係る担当者等	担当部署： 担当者氏名： 電話番号： F A X： E-M a i l：				
提出書類	広告原稿案（内容、デザインがわかるもの） 会社案内等（会社の概要がわかるもの） 同意書（市税・国民健康保険料(税)の滞納の有無に関する照会及び確認）				
その他	申込みに当たっては、豊川市広告掲載要綱、豊川市広告掲載基準、豊川市議会だより広告取扱要領、豊川市議会だより広告募集要綱の内容を遵守します。				

豊川市議会だより広告掲載・不掲載決定通知書

様

豊川市議会議長



年 月 日付けで申込みのあった広告の掲載について、次のとおり決定しましたので、豊川市議会だより広告取扱要領第8条の規定に基づき通知します。

決定区分	<input type="checkbox"/> 掲載する。				
	<input type="checkbox"/> 掲載しない。 (理由)				
広告原稿					
掲載号及び発行部数	年4回 (すべて)	6月1日号	8月1日号	11月1日号	2月1日号
	各号 部				
掲載料金	金 円				
納付期限	年 月 日までに同封の納入通知書により納付。				
その他	指定された期日までに広告掲載料が支払われないときは、豊川市議会だより広告取扱要領第12条第1項第1号の規定により、広告掲載の決定を取り消すことがあります。				

様式第3号（第12条関係）

豊 議 第 号
年 月 日

豊川市議会だより広告掲載取消等通知書

様

豊川市議会議長



年 月 日付けで申込みのあった広告の掲載について、次のとおり掲載取消等決定しましたので、豊川市議会だより広告取扱要領第12条の規定に基づき通知します。

取消理由	
------	--

年 月 日

豊川市長 殿

所在地
名称
代表者氏名
電話

豊川市議会だより広告掲載料還付請求書

豊川市議会だより広告掲載料について、次のとおり還付してください。

請求金額	金 円
振込金融機関	銀行 本店 農業協同組合 支店 信用金庫 支所 信用組合
	預金種目 1 普通 2 当座
	支店番号 口座番号
	口座名義人（カタカナ）

備考：口座名義人は、請求者本人、又は会社名義としてください。